

一 般 質 問

平成30年12月7日（金）

12番 大野 幹恭 議員

1. 介護行政について

①在宅医療・介護連携推進事業について

かねてより地域包括ケアシステムの構築に際しての在宅医療・介護連携推進事業は様々な方策が進められてきたが、第7期介護保険制度では更に介護・医療サービスの切れ目ない体制の整備が盛り込まれ、いくつかの提言がなされている。本市としての取り組みの現状と今後についてのお考えを伺う。

②介護ロボット、ICTの活用について

また同7期改正では、介護の現場における多様な人材の確保と生産性の向上をうたい、ICTやロボット技術の活用による負担軽減と効率化の推進を目指しているが、非常に有効なツールであるが費用も掛かる。国の補助金事業も行われているが、石狩市内各事業所の現状・ニーズを把握したうえで、本市として独自の助成・補助を行うお考えはないか伺う。

2. 農畜産業振興について

①TPP11の発効と農畜産業の振興について

TPP11発効の迫る折、良くも悪しくも北海道農業への影響は避けられない見通しの現状、就農担い手の確保、生産性向上や消費拡大への取り組み等、地元農畜産業経営改善のための支援政策の現状と今後について、改めて市としての考えを伺う。

3. 石狩湾新港地域について

①石狩湾新港地域スマートエネルギー構想に関して

スマートエネルギー構想を持ち、LNG発電の他、様々な自然エネルギーソースを模索する本市として、長い海岸線を利用した海流・潮流・潮汐・波力などの、いわゆる海洋発電に関する取り組みについてのお考えはないか伺う。

②石狩湾新港地域における公共交通事情の改善について

現在本市では、石狩市地域公共交通活性化協議会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する議論が重ねられ、様々な提言がなされているところですが、石狩湾新港地域に就業している2万5千人の方々の通勤利便性の確保が市域の発展、道央経済けん引の基礎となりうるもので、石狩湾新港地域公共交通事情の改善と構築が早急に必要ではないか、市としてのお考えを伺う。

4. EBPM について

①本市におけるEBPMの取り組みについて

近年、政府によるEBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）いわゆる証拠に基づく政策形成の推進ということが盛んに語られるようになり、今後地方自治体・公共団体にも広くその取り組みが求められているが、実施にあたっては、データの分析に精通した人材の確保や分析ツールの開発など高い専門性が求められるなど、様々なハードルがある。本市としての

対応の現状について伺う。

5. 本町の活性化について

- ①石狩市弁天歴史通り・弁天歴史公園・石狩灯台のイルミネーションライトアップについて
本町地区における冬期間活性化策として、弁天歴史通り・弁天歴史公園・石狩灯台のイルミネーションによるライトアップを実現できないか。市としての考えを伺う。
-

3番 千葉 正威 議員

1. 観光危機管理体制の充実について

- ①「地域防災計画」における観光旅行者に対する避難場所、避難経路等の計画は定められているのか伺う。
- ②「地域防災計画」に外国人観光客へ情報伝達に関する事項が整備されているか伺う。
 - イ. 災害情報の多言語化（多言語標識・通訳ボランティアの整備など）について
 - ロ. 「災害関連情報の多言語メール配信システム」の整備について
 - ハ. 外国人観光客に対する避難所の運営について
 - ニ. 関係機関や関係団体との連携について（領事館を含む）
- ③災害時における旅館業等、事業者との協定はできているのか
- ④観光関連施設の耐震化はどのようになっているのか

2. 農水産物の「輸出診断」グローバル・ファーマーズ・プロジェクト（GFP）の取り組みについて

- ①市内における登録事業者の状況と今後の推進に向けた考えを伺う

3. 働き方改革関連法の成立を受けた取り組みについて

- ①パートや派遣社員・契約社員などの非正規労働者の雇用割合（市内企業）と、時間当たりの賃金は正社員の何割程度か、賞与や福利厚生などの待遇における実態について伺う
- ②関連法の周知と、検証体制の確立について

4. 高齢者や障がい者など、自分とは違う誰かの視点に立って考え、コミュニケーションやサポートを行うための「ユニバーサルマナー」の取り組みについて

- ①障がい者と健常者の相互理解を深めるための取り組みについて
 - ②企業、教育機関、自治体でのユニバーサルマナー検定の導入、取り組みの考え方について
-

4番 蜂谷 三友佳 議員

1. 国保事業について

- ①都道府県広域化の2年目を迎えるが、保険税（料）統一化の影響が懸念される。来年度、市が

道に納める納付金規模が事務レベルで既に示されているようだが、今年度と比較してさらに増額が予想され、保険料統一が画一的に進められることが国保加入者の負担増問題に直結することから大変心配されるところだ。来年度の道への市の納付金に対する対応について

- ②広域前の前期高齢者交付金の追加交付が平成32年度から納付金で調整される取り扱いについて
- ③協会けんぽや組合健保等と加入者負担の仕組みが異なっている国保が抱える構造的な問題の対応について

2. 漁業経営について

- ①国は「水産改革関連法」の今国会成立を急いでいる。その内容は報じられているように民間法人の参入促進や海区漁業調整委員会の公選制から任命制への改変など、これまでの前浜資源を育て管理しながら小規模漁業を生業とする石狩湾漁協の組合員の漁業環境に影響が出ないか危惧されるところである。今後の予想される影響と問題意識及び自治体としての対応について
- ②平成26年8月に策定されたトド管理基本方針が見直される予定でこの11月から来年7月頃までその作業が行われることになる。被害漁業者の視点に沿った要請を改めて行う必要性について

3. 胆振東部地震後の教訓と今後の防災対策について

道内の全てが全停電ブラックアウトを初めて経験して市民も行政も今後の防災対策に活かされるべき多くの教訓を得ることができたと認識している。そこで重点を絞って質問したい。

- ①一定の時間、電力を喪失した時の対応策として行政機能の維持は欠かせない。非常用電源を早急に整備する考えについて。また、福祉避難所及び重点的な避難所における非常用電源の確保について。医療機関の現状調査と対応について。さらに通信手段をどう確保していくかその強化策について
- ②断水の影響調査と今後の対策について
- ③浜益区の川下、柏木地区のコミセンが使用不能となったことからの集会施設と懸案となっていた消防団詰り所の設置について

4. 再エネ地産地消促進事業について

- ①地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業は国の補助を受け、平成31年2月末までの事業となっているが、その事業性やゾーニング事業等との関わりについて

7番 堀 弘子 議員

1. 市民参加条例について

- ①2015年第3回定例会において、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例を一步進めて市民参加条例を制定するお考えを伺いました。答弁では、条例の基本理念が十分に浸透していくことが重要と考えているので、現時点においては、新たな条例の制定については考えていないということでした。しかし、最近、パブリックコメントの回答や委員会等で職員が文章や言葉で石狩市には、市民参加条例があると話しています。市民参加条例の制定を目指して検討を重ねた結果、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例となったのには理由がありまし

た。市としては現条例が市民参加条例と同一と考えているのか、今後、どの様に考えるのか伺います。

2. 浜益区床丹地域の建物について

①市民ネットワークは、床丹川治山ダム建設の話を知った2011年から毎年床丹川の定点調査を行っています。今年も10月20日に実施しました。行くたびに気になっているのですが、床丹の入り口には新しい鳥居とその奥にある社務所と表現してよいのかわかりませんが、建物があります。建物の後ろには山に登る道があったのだと思います。道の途中に鳥居があるのがわかります。山の上に社務所だと思えますが建物が確認できます。他にも鳥居の横に大きな古い建物があります。年々、周辺の木や草も伸びて、探さなくては見つからないほど自然に溶け込んでいますが、このままにしておいて良いのでしょうか。個人の持ち物ではなく、この様に現在使われなくなった建物等はどの様にするのが良いのか、市は何か考えていますか。また、地域の方から何か要望はありますか。朽ち果てるのを待つのは忍びないと思えますがお考えを伺います。

3. フッ素応用の危険性について

①フッ化物洗口実施状況の問題について5点伺う

イ. 現在、フッ化洗口を実施している施設では洗口液を口に含んで1分間実施しています。オラブリスやミラノールの添付書には洗口方法として、30秒となっているが、1分間洗口させるのはなぜか

ロ. 成人でも1分間の洗口を行うのは難しく、未就学児はもっと困難であり、飲み込み量が増えることになる。中止することが、最善の方法と考えるが、洗口は30秒にすべきではないか

ハ. 使用コップは洗口専用、紙コップ、マイコップで兼用の3種となっている。少なくとも洗口に使用するコップは専用にするべきではないか

ニ. 一週間の実施日は1回か2回で2回が多いが、聚富保育園、厚田保育園、はまます保育園は週に5回実施している。回数が多いと飲み込み量も増えるので回数を減らすべきではないか

ホ. フッ化物洗口後は、排水管に流すことになるが、洗口液が排水管を腐食させると言われている。洗口を実施している施設の排水管の調査はしていないと聞いたが、施設を適正管理することが必要であり、調査すべきではないか

②むし歯予防としてフッ化物洗口、フッ素塗布、フッ素入り歯磨剤使用の危険性について3点伺う。

イ. 1991年アメリカ厚生省の公衆衛生局が「フッ素の再検討、利益と危険性」という題名のAD HOCと呼ばれる報告書を公表している。その中で、フッ素の吸収について、フッ化物洗口液、フッ素塗布液、フッ素入り歯磨き剤の主剤である、劇薬フッ化ナトリウムを、子どもたちは使用料の25%を飲み込んでいる。飲み込まれたフッ化ナトリウムは殆ど全てが胃酸と反応し、毒物フッ化水素になると書かれてあります。公表されてから約30年が経過していますが、アメリカも日本もフッ化物応用を強行に推進していますが、このような報告を聞いても危険の認識はないのか

ロ. フッ化物応用により、嘔気、悪心、腹痛、嘔吐、下痢等の症状が出現する場合がある。これは、フッ化水素中毒の症状と言われているが、フッ化水素は「毒物及び劇物取締り法」で毒物に指定されている。フッ化物応用での飲み込みはゼロではない。先ほども述べたが、飲み込まれたフッ化ナトリウムは胃酸と反応してフッ化水素になる。長期間使用すること

の追跡調査はされておらず、安全の根拠はないと考えるが、それでもフッ化物応用を推進するのは何故か伺う

ハ. フッ化物応用は、予防と言う名のもとに、法律や条例によって推進されてきたが、次世代を担う子どもに悪影響を及ぼすことは避けなければなりません。

安心して子育てできるまちを目指すためにフッ化物応用は中止すべきではないか

4. 自然災害について

①自然災害による被害が今年も北海道を襲いました。台風が続く地震、ブラックアウトによって、生活のほとんどを電気に依存してきたことで生活困難者となってしまいました。今年、まち全体の災害に対する自助力、共助力の向上を図るため、市民との協働により一般社団法人防災まちづくり協会が創設され様々な場面で活躍されています。今回の災害によって課題の把握もできたと考えますが、課題解決に向けた取り組みについて伺います。

②先日、ミニ防災セミナーに参加しました。隣の席の方と話しながら、気づきがたくさんありました。普段の生活の中で気づかずにいることが多くあり、市民体験談の転ばぬ先の知恵のようなまとめが出来ないか伺います。

5. 災害時の子どもへの対応と今後の対策について

①今回は、ブラックアウトによって多くの職場が休業となったことから、放課後児童クラブ、保育園を利用している保護者の方も休業だったと思いますが、施設利用者の聞き取り調査は行われたのか伺います。また、調査の結果、課題となったこと、解決に向けた取り組みについて伺います。

②放課後児童クラブ利用者の声として、普段は、学校の休業日は休みだが、今回、停電によって休みが続いたため休日出勤が余儀なくされ、子どもを一人にすることの不安があったと聞いており、緊急時の対策について伺います。

6. 厚田区住民アンケートについて

①今年1月～2月にかけて厚田区に住む15歳以上の1,500人を対象にアンケートを実施。回収率は約90%となっている。10月に中間報告があり、12月には将来の方向性を検討し最終報告の予定となっています。厚田区においてはこれまで、自助、共助、できることをできる人がすることで乗り切ってきた感があるが、今後は勢いと元気だけでは難しいこともあると考える。今後も地域に住み続けたいが、近い将来の介護の問題、生活必需品の買い物等、早急に対応しなくてはならない課題が山積しています。厚田区の事象や取り組みは、市内において今後のお手本ともなる取り組みと考えます。最終報告前ではありますが、今回の調査により、把握できた課題、その解決に向けた取り組みを伺います。

7. 教育

①教職員の働き方改革の光明はいつ見出されるのかと期待しています。求められるものが増え、限られた時間の中で子どもたちに向き合う時間の確保は困難を極めていると考えますが、子どもたちに向き合う時間確保のための取り組みと効果を伺います。

②いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査委員会を設け、新たないじめ防止基本方針に基づく取り組みをされていると考えますが二つの組織を設けた効果を伺います。

③今年度は、中学校を担当する学校司書を新たに配置し、巡回による中学校図書館の整備を進め

ることとしていましたが、進捗について伺います。また、全ての中学校に司書を配置する考えを伺います。

8番 神代 知花子 議員

1. 再生可能エネルギーの導入に関わることについて

(1) 風力発電ゾーニング手法検討事業について

- ① 2年に渡る今事業も、今月計画案をパブリックコメントにかける最終段階に入った。ここに至るまで「事業性」「動植物」「まちづくり・景観・騒音」の3つの作業部会では、主にどのようなことが議論の中心となり、それが検討委員会を経て最終案ではどのような結論に落ち着いたのか伺う。
- ② 最終ゾーニングマップには、全部で62レイヤーの情報が重ねられたと伺った。しかし、厚田・浜益の山側の広域で動植物のデータが十分に取れずレイヤーに反映しきれていないとのことだったが、そのことで本来環境保全エリアとなるべき重要種が生息する場所が、調整エリアとなってしまう可能性はあるのか。このデータが不十分であったレイヤーについては、今年度中に既存の調査結果を含めてできる限りレイヤーに反映させてほしいと考える。また次年度以降も、追加調査は重要と考えるが、どのような扱いとなるのか。動植物のレイヤー以外にも、データが不十分なレイヤーはあるのか伺う。
- ③ 調整の必要度によって、薄いクリーム色、黄色、オレンジ色と調整エリアを色分けしたが、その土地でどんな調整をする必要があるのかを計画内でわかるようにするべきと考える。1～6のレイヤー区分の「調整エリア」は、それぞれどのような調整をクリアしなくてはならないのか、計画の中に具体的に例を示すべきと考えるがいかがか。
- ④ 住居からの離隔距離について。保全エリアは「周囲800m」、調整エリアは「周囲1,200m」と決まったが、その根拠としたのは環境省の示す累積影響と離隔距離を、3,300kW、パワーレベル108dbで再試算し、11基が1列に並んでいる風車群からの騒音が45dbと40dbまで減衰する距離とした。本来であれば、既存計画のアセス情報から累積的影響を鑑み、1,000kW級の風車が離れて建つ厚田地区より、3,000kW級の大型風車が密集する新港地区の方が離隔距離を取るべきであるが、全地域一律となったことに違和感があるが、そのようにした理由を伺う。また、実際に銭函や、洋上風力を含むと新港地区で48基建つ予定だが、11基の累積的影響でよかったのか。今後、全基稼働後この離隔距離で問題が出てきた場合、ゾーニングの離隔距離を再検討していく可能性はあるのか伺う。
- ⑤ この事業は検討のプロセスの重要性と同じく、成果物をいかに活用していくかが求められる。次年度以降、どのように発展させ活用していきたいと考えるのか伺う。また、このゾーニングマップのレイヤーは、他の再エネにも準用できるとあるが、小型風力はもちろん、どんどん増えている太陽光発電の環境保全の規制ガイドラインを持つべきと考えるが、現段階でのお考えを伺う。

(2) 既設風力発電施設とゾーニングの関係性について

- ① 作業部会で担当課より「これまで市として再エネ導入に対し、示すことができる考え方を持て

ていなかったが、今ゾーニングマップでそれを持つことができた」とのお話があった。市として、事業所から周囲800mは調整エリア、住宅から周囲800mは保全エリアという考えを持つことができたということで間違いないか。それであれば、既設風車の離隔距離は異常すぎるほどに近いが、既設のもの、建設中のもの、計画中のもの含めて、800m以内に、事業所と住居は何か所あるのか、それぞれの計画ごとに伺う。

- ②本来なら、既設の風車が建つ前にゾーニングで市としての考えを示し、適地誘導すべきだったのではないかと。それが後手になってしまった以上、近すぎる既設風車による騒音影響が起きた時の責任の一端は、石狩市にもあると考えるがいかがか。市の考える離隔距離内に、事業所や住居がある以上、市の考えを検証していくための自前での騒音測定と、風力事業者に対し、稼働後の騒音調査や保全エリア内の事業者と住居に住む方への聞き取りなどを行うよう市と協定を結ぶなどが必要ではないか。

(3) 小型風力発電に関わることについて

- ①現段階で、石狩市域において事業認定されている事業は何事業で、基数は何基か。今年2月末の駆け込み申請は全て入っているか、それともまだ増える見込みか。全事業がすぐに実施されるわけではないと聞いたが、工事に着工できる事業はそのうち何事業くらいと見込んでいるのか伺う。
- ②先日初めて1,000kW以下の風車のガイドラインに該当する事業者が、厚田区の古潭町内会で事業説明会を行った。市の担当課は事業者に対しどのような案内を行ったのか。事業者の説明は十分とは言えず話し合いは紛糾し、今後も諸々の課題が露呈したように思っているが、市は何が問題だったと捉えているか。
- ③他市で小型風力事業がガイドライン施行前に認可されたとして、ガイドラインで定めた離隔距離や、十分な住民合意を取らないまま建設に着工し、深刻な対立を招いている。しかも、NK認証が停止している稼働できない機種である。石狩市においても、ほとんどの認定事業がガイドライン施行前に認可されており、同様のことが起きてもおかしくない状況である。住民ができることは、裁判か、その土地を事業者が購入したよりも高く買いとる交渉をするしかない理不尽さである。市がすべきことの一つは、まず情報公開である。認定になっている事業が自宅からどのくらいの距離で、いつ着工しようとしているのか知らないままにすることは、市民にとって大きな不利益となるが、事業の位置と事業者を広く公開すべきと考えるがいかがか。二つ目に、ガイドラインの見直しを検討すること。付則として、このガイドラインの施行前に認定になった事業を除くとしたことで、もともと法的拘束力のないガイドラインが事業者にとって全く配慮すべきものになっていない。この付則を削除すべきだがいかがか。三つ目に、今回のゾーニングのレイヤーのうち、36レイヤーが小型風力発電にも今後準用できるのではないかと伺ったが、今後どのように使っていくのかお考えを伺う。四つ目に、一番重要である住居からの離隔距離のレイヤーは、今回のゾーニングは大型のもののため、1,000kW以下の小型には使えないと聞いた。小型風力発電の離隔距離も、大型同様専門的見地から基準を見直す必要があると考えるがいかがか。現状のガイドラインの離隔距離、風車高の3倍、または100m以上では、夜間帯に住民の睡眠を守ることができないのではないかと危惧するがどうお考えか伺う。